

第23期第15回農業委員会総会

◇日時

平成30年9月14日（金）午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 鈴木勇作 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 8番 鈴木 実
9番 川島弘治 10番 木野秀俊 11番 篠 吉和 12番 木野篤志
13番 紅林隆男

◇欠席委員

2番 谷部英治

◇議事録署名委員

6番 宮崎邦康 7番 細井洋治

◇事務局

葉袋事務局長 飯島農政係長 書記 上

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議長

ただ今から、第15回農業委員会総会を開催致します。
それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
6番 宮崎邦康委員 7番 細井洋治委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (3件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (2件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (4件)

議長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
上記の議案を次の通り提出する。平成30年9月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積704㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積783㎡ 合計面積1,487㎡
申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年9月1日から平成30年8月31日までとなっております。備考につきましては、平成21年8月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。
以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。

地区委員の4番 野島委員、説明願います。

4番委員

はい、説明致します。

番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年9月6日 立会い者は、申請人、鈴木会長、木野秀俊委員、杉崎委員、川島委員、野島委員です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を■■■■■へ60m行き左折し、道なりに180m程行った右側。農地の状況ですが、レモン4本、ミカン10本、ユズ6本、キウイ棚1、ネギ2作、落花生1作、ダイコン2作、キャベツ2作、ハクサイ2作、ナス2作、ピーマン7株、オクラ5株、トウガラシ5株、エンバク2条、ショウガ1作、シソ、ミョウガ他耕耘。申請人 同居の親族は耕作していない。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ジャガイモ、ネギ、インゲン、ダイコン、ホウレンソウ、ソラマメ。夏はキュウリ、ナス、トマト、ショウガ、落花生、ピーマン、トウガラシ、オクラ。秋・冬はハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、ユズ、ダイコン。出荷状況は、■■■■■、■■■■■。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、特にありません。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長

次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年9月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号2-1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積852㎡ 番号2-2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,117㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積376㎡ 面積合計2,345㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年9月1日から平成30年8月31日までとなっております。備考につきましては、平成21年9月11日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。12番 木野篤志委員説明願います。

12番委員

はい、説明致します。

番号2-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の義弟です。調査年月日は、平成30年9月6日 立会い者は、申請者、鈴木会長、B班（木野秀俊委員、杉崎委員、川島委員、野島委員）

です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■の信号から■■■■■に信号機3つ目を左に曲がり100mほど進み■■■■■手前の路地を右に曲がり30mほど進んだ■■■■■の北側の土地であります。農地の状況ですが、農地中央にネギが4作ありました。残りの土地は秋蒔の為に耕耘済みでした。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春・夏は、ホウレンソウ、小松菜。秋・冬はキャベツ、白菜です。出荷状況は、■■■■■と■■■■■です。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、特にありません。

番号2-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の義弟です。調査年月日は、平成30年9月6日 立会い者は、申請者、鈴木会長、B班（木野秀俊委員、杉崎委員、川島委員、野島委員）です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■交差点を■■■■■に2つ目の信号機先の■■■■■の路地を左に曲がり30mほど進んだ東側の土地であります。農地の状況ですが、秋蒔の為に耕耘済みでした。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春・夏はホウレンソウ、小松菜。秋・冬はネギ、ハクサイ。出荷状況は、■■■■■と■■■■■と■■■■■です。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、畑の中央にクワの木が伸びていて申請者に剪定を指摘しておきました。以上です。

- 議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。
- 委員一同 ありません。
- 議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
- 議長 それでは、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。
- 事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年9月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号3 所在 ■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積528㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積553.93㎡ 合計面積1,081.93㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年7月13日から平成30年8月31日までとなっております。備考につきましては、平成27年7月13日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。
- 議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。4番 野島委員説明願います。
- 4番委員 はい、説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年9月6日 立会い者は、申請

者本人、鈴木会長、木野秀俊委員、杉崎委員、川島委員、野島委員です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を南へ300m行った■■■■■を南へ62m行き右折し110m程行った右側。農地の状況ですが、サツマイモ8作、ネギ14作、ナス1作、キュウリ1作、トマト1作、ピーマン1作、ショウガ3作、ダイコン、ハクサイ、玉ネギ、小松菜の種まき後。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、玉ネギ。夏は、トマト、キュウリ、ナス、ショウガ、サツマイモ、ピーマン。秋・冬は、コマツナ、ミズナ、ハクサイ、ダイコン、ブロッコリー。出荷状況は、■■■■■です。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積495㎡
届出人は■■■■ ■■■■ 転用目的は共同住宅。
以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
12番 木野篤志委員、説明願います。

12番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局から説明のあったとおりです。平成30年9月11日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■交差点を左に曲がり900mほど進み■■■■■を右に曲がり■■■■■を直進し■■■■■を15mほど進み■■■■■を左に曲がり30mほど進んだ左側の土地であります。農地の状況は、駐車場になっていました。少し雑草が生えている状況でありました。周囲の状況は、東側は、住宅。南側は、住宅。西側は、共同住宅。北側は、側道と線路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号農地法第4条の規定による届出について（専決）

番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積264㎡ 届
出人は■■■■ ■■■■ 転用目的は戸建住宅。
以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の4番 野島委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおり
です。平成30年9月12日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■
■■■■交差点より■■■■へ790m行った右側。農地の状況は、■■■■
■。周囲の状況は、東側は、道路。南側は、道路。西側は、道路。北側は、道路
です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より
専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積159㎡ 譲
受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目
的は所有権移転で自宅用地でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
4番 野島委員、説明願います。

4番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり
でございます。調査年月日は、平成30年9月6日 土地の案内と致しましては、■
■■■■交差点を南へ458m行き、■■■■交差点を右折し西へ36m行き、左
折して25m程行った右側。農地の状況は、2階建て住宅です。周囲の状況です
が、東は、住宅。南は、住宅。西は、道路。北は、住宅（路地状敷地）です。特
記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より
専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積947㎡ 譲
受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的
は所有権移転で駐車場でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
10番 木野秀俊委員説明願います。

10番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり
でございます。調査年月日は、平成30年9月11日 土地の案内と致しましては、
■■■■を南へ300m進み■■■■先の市道と交差した右側の土地。農地の

状況ですが、耕耘した跡に小さな雑草が生えている。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、道路。西は、住宅。北は、住宅と畑。特記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積129㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は所有権移転で建売住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
11番 篠委員、説明願います。

11番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年9月8日 土地の案内と致しましては、■■■■より南へ約150m信号を左、■■■■を約230m■■■■交差点を右、■■■■を約240mの左側。農地の状況は、50~60cmの草が全体に生えている状態。周囲の状況ですが、東は、ブロック塀、隣物置。南は、道路（2m30cm）。西は、歩道（3m30cm）。北は、住宅・車庫です。特記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号4 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積277㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積892㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積846㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積52㎡ 面積合計2,067㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は所有権移転で建売住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
9番 川島委員、説明願います。

9番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年9月6日 土地の案内と致しましては、■■■■の交差点から■■■■方面西へ約100m進行した次の■■■■の信号を左折、約80m進んだ右側の土地。農地の状況は、更地状態（道路沿いに建築看板が設置され、土木業者が草刈をしていた）。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、畑。西は、果樹畑。北は、■■■■です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

以上をもちまして農業委員会総会を終了させていただきます。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		